

評議員選任委員会 運営規程

規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 社会貢献支援財団 定款第3章第1節の第14条に基づき、評議員選任委員会（以下「選任委員会」という）の運営について、必要な事項を定めるものとする。選任委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。

(役割)

第2条 公益財団法人 社会貢献支援財団の選任委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

(構成)

第3条 選任委員会の委員（「委員」という）の構成は、常勤理事1名、監事1名、および次項の定めに基づいて選任された外部委員1名の合計3名とし、理事会が選任する。

2 選任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

3 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期及び改選)

第4条 委員の任期は、選任後評議員の改選の前日までとする。

2 委員の改選に当たっては、この規定に従い、理事会において新たに委員を選任する。ただし、再任を妨げない。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに、第3条の規定に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。

(委員の解任)

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、その委員を解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員候補の推薦)

第7条 選任委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。

2 前項の推薦は、推薦状を会長に提出することにより行う。

(招集及び情報提供)

第8条 選任委員会は、常勤理事が招集する。

2 会長が評議員候補を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補とした理由

(3) 当該候補者と当財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(招集通知)

第9条 選任委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各委員に対して通知しなければならない。

2 常勤理事は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選任委員会を開催することができる。

(評議員の選任及び解任の決議方法)

第10条 選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

2 評議員が次のいずれかに該当するときには、出席委員の過半数をもって、その評議員を解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(議事録)

第11条 選任委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

(事務局)

第 12 条 委員会の事務局は、財団の総務部がこれに当たる。

(報酬)

第 13 条 理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

附則

この規程は、2021 年 9 月 15 日から施行する。